



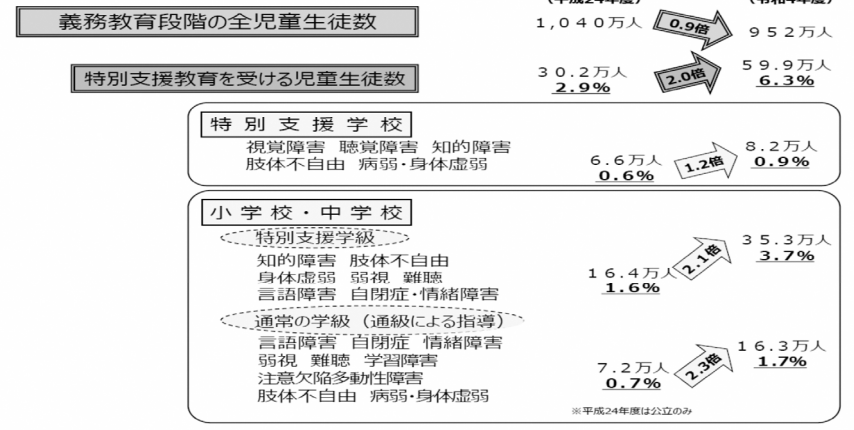
「自立を見据えた就学相談の在り方について」

京都教育大学 総合教育臨床センター 相澤雅文

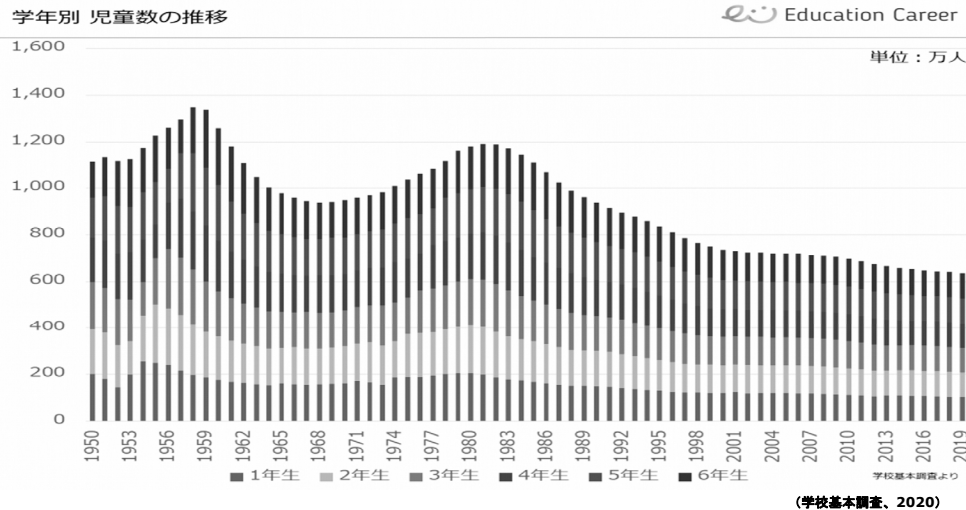


特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H24→R4)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.3倍)の増加が顕著。



小学校 児童数の推移

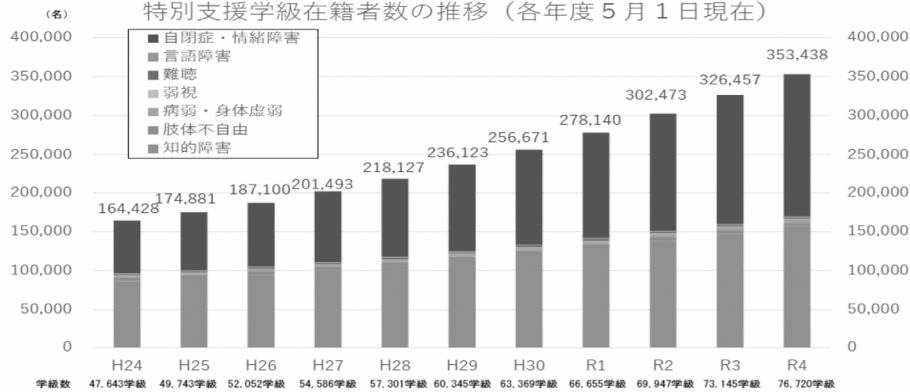


特別支援学校への就学基準 (文部科学省)

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	知的発達の変滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 知的発達の変滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者 (身体虚弱者を含む)	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

特別支援学級の児童生徒数・学級数

特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）



【令和4年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	32,432	3,159	2,968	558	1,401	687	35,515	76,720
在籍者数	156,661	4,539	4,706	638	1,945	1,331	183,618	353,438

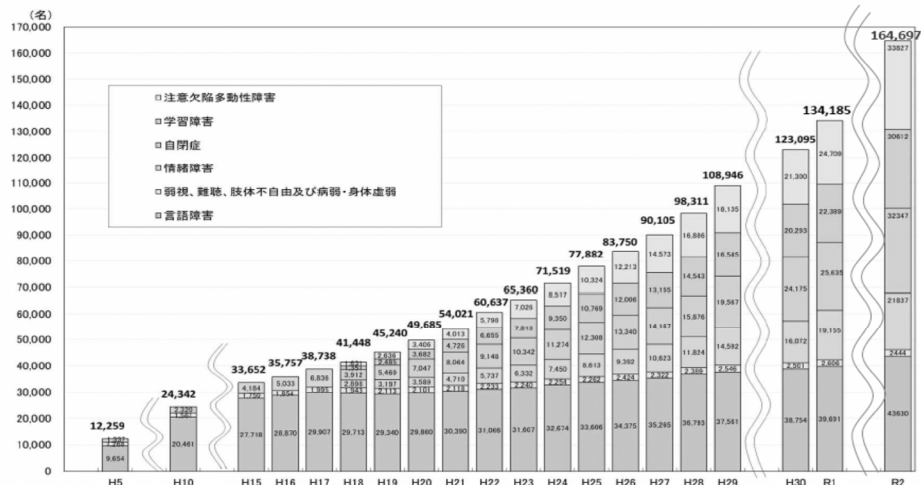
(出典)学校基本調査

(文部科学省、2023)

特別支援学級への就学基準（文部科学省）

区分	障害の程度
視覚障害者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
聴覚障害者	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの
知的障害者	知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも
病弱・身体虚弱者	① 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも ② 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る)で、その程度が著しいもの
自閉症・情緒障害者	① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも ② 主として心理的な要因による選択的かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

通級による指導を受けている児童生徒数の推移



(文部科学省、2023)

通級指導教室への就学基準（文部科学省）

区分	障害の程度
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
情緒障害者	主として心理的な要因による選択的かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

資料

「障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ&A
(改訂第3版)」(文部科学省 編著)より抜粋
<https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/qa/index.html>



(7) 自閉症・情緒障害 (文部科学省HP)

- ・ 自閉症・情緒障害とは
- ・ 通常の学級
- ・ 通級による指導
- ・ 特別支援学級

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/mext_00807.html



就学相談とは

- 子どもたちが自信と意欲を持って生き生きと学び、能力を伸ばしていくためには、適切な教育や支援を受けることが必要と考えられている。
- 就学相談は、学習面、行動面のアンバランスや遅れのある児童・生徒のために適切な教育環境を考えていく出発点となる相談の場。



就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方

- 2013(平成25)年の学校教育法施行令の改正により、就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、子どもの障害の状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、子ども一人一人の教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、個別に判断・決定する仕組みへと改められた。
- 特に、子ども一人一人の障がいの状態等を把握して教育的ニーズを明確にし、具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整理することが重要となっている。
- 将来の自立と社会参加を見据え、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会等において検討を行い、市町村教育委員会が総合的な判断をし、本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的には市町村教育委員会が決定することとなる。

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援の保障①

- 乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を実施する。
- 本人・保護者に十分な情報を提供する。
- 保育所・幼稚園・認定こども園等において、保護者を含めた関係者が個別の教育的ニーズと必要な個別の支援について共通理解を深める。
- 保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な連携及び支援につなげていく。
- 本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、個別の教育的ニーズと必要な個別の支援について合意形成を図っていく。

「Special needs education」
「特別支援教育」とされているが
Specialは「特別」ではなく「個別」
そう「個別支援教育」なのです。



(文部科学省「就学相談・就学先決定の在り方について」、2012より抜粋、相澤加藤)

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援の保障②

- 障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門の見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する。
- 就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者が共通理解する。
- 就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者に説明を行う。
- 学校や市町村教育委員会が、保護者の「伴走者」として親身になって相談相手となる。



(文部科学省「就学相談・就学先決定の在り方について」、2012より抜粋、相澤加筆)

教育的ニーズを整理するために

- 対象となる子供の教育的ニーズを整理する際、最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することである。そうした教育的ニーズを整理するには、
 - ① 障害の状態等
 - ② 特別な指導内容
 - ③ 教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容を踏まえることが大切である。

就学に関する事前の相談・支援の実施に当たっての留意点

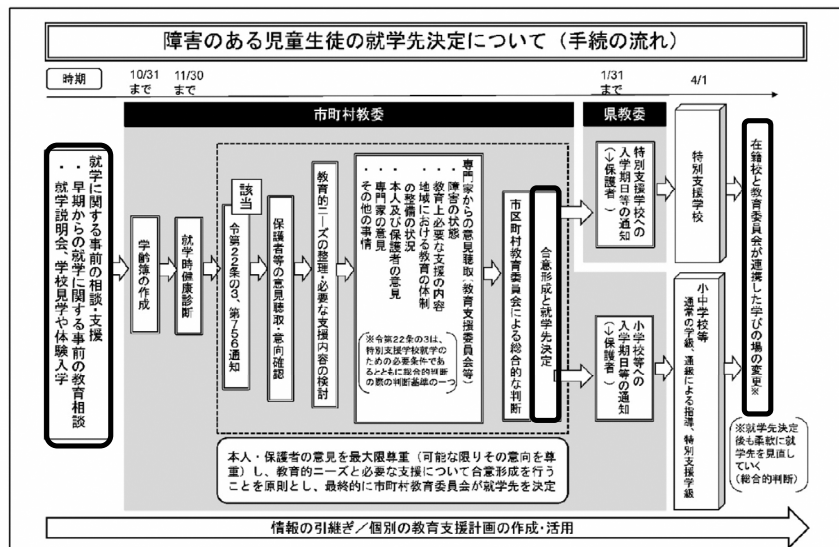
- ① 就学に関する事前の相談・支援は、様々な活動が早い時期から用意され、提供されることを、本人及び保護者に対して事前に周知すること。
- ② 就学先となる学校や学びの場の検討に当たっては、子供一人一人の教育的ニーズが最も重要であることについて、保護者の理解が深まるよう、丁寧な説明を心がけ、子供の健康、学習、発達、成長という観点を最優先する立場で話し合いに臨むことができるようにすること。
- ③ 一連の就学先となる学校や学びの場の検討のプロセスにおいて、本人及び保護者の意向は可能な限り尊重されることを伝え、保護者が安心して相談に臨むことができるようにすること。

(文部科学省「障害のある子供のための教育支援の手引」2022より抜粋、相澤加筆)

就学に関する事前の相談・支援の実施に当たっての留意点

- ④ 本人や保護者が、正確な情報を得て理解した上で就学に関する事前の相談・支援の活動に臨むことができるよう、適時・適切な情報提供、きめ細かい配慮と工夫に努めること
- Ex
- ・ 就学が予想される学校の教育目標や多様な学びの場の目的
 - ・ 対象となる子供が学校生活を送る上で課題になりそうな内容
 - ・ 支援体制を含む基礎的環境整備の状況とそれに基づく教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容に関する状況（合理的配慮の提供に関する合意形成までの手続きも含む）
 - ・ 多様な学びの場の活用による成長事例 など
- ⑤ 本人及び保護者に対し、適切なタイミングで就学先決定のプロセスについても理解を促すこと。
 - ⑥ 就学先となる学校や学びの場は固定的なものではなく、実際の就学先決定後も障害の状態等を踏まえ、転学や学びの場の変更が可能であり、柔軟なものであることを分かりやすく伝えること。

(文部科学省「障害のある子供のための教育支援の手引」2022より抜粋、相澤加筆)



↑ 文部科学省（二〇二二）
「障害のある子供のための教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて」

「教育支援委員会」の機能①

- 障害のある子どもの状態を早期から把握する観点から、教育相談との連携により、障害のある子どもの情報を継続的に把握する。
- 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行う。
- 教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別的教育支援計画の作成について助言を行う。
- 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行う。
- 就学先の学校に対して適切な情報提供を行う。
- 就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行う。



「教育支援委員会」の機能②

- 「合理的配慮」の提供の妥当性についての評価や、「合理的配慮」に関し、本人・保護者、設置者・学校の意見が一致しない場合の調整について助言を行う。
- 教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することに加え、本人・保護者の意向を聴取する。
- 学校や市町村教育委員会が、保護者の「伴走者」として親身になって相談相手となる。
- 子どもの健康、学習、発達、成長という観点を大切にして就学相談・就学先決定に臨むよう働きかけを行う。
- 本人・保護者の意向を可能な限り尊重する。



就学相談 → 「進路選択」

① 小学校の「通常の学級」に入級する

「通級による指導」を受けるかどうか

② 小学校の「特別支援学級」に入級する

③ 特別支援学校に入学する

